

# ベスト田舎105に選ばれました

## ～ゆめ倶楽部21レポート～



雑誌「田舎暮らしの本」1月号の別冊「ベスト田舎105」にて、都市から1時間の人気の田舎として取り上げられました。

人気の理由は、和歌山市内から車・電車で60分と都会に近い田舎「トカイナカ」であることや、移住希望者には役場職員がワンストップパーソンとして、地域案内から空き家情報の提供まで丁寧にフォローしていること等が紹介されています。

### 満員御礼！ 大阪田舎暮らしセミナー

昨年末に大阪で開催した「わかやま田舎暮らしセミナー」にも、25名と定員に近い方が参加。日高川町の紹介や移住した方の話などに熱心に耳を傾けていました。



都会から移住を希望する方は、空き家での居住希望が多いものの、日高川町内では賃貸や販売可能な空き家が不足しています。引き続き空き家情報をお待ちしています。 ■まちみらい課 (ゆめ倶楽部21) ☎54-0338

## 高額な外来診療を受ける皆さまへ

平成24年4月1日からは、高額な外来診療を受けたとき、限度額適用認定証等や被保険者証等を提示すれば、ひと月の医療機関等の窓口での支払が一定の金額にとどめられます。

これまでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただき、後で医療保険者から高額療養費としてお返ししていましたが、平成24年4月1日からは、医療機関等の窓口で限度額適用認定証等(※)を提示すれば、限度額を超える分を支払う必要はなくなります。また、保険薬局、指定訪問看護事業者についても同様の取扱いを受けることができます。

限度額適用認定証等は、加入する医療保険者に事前に申請し、交付を受ける必要があります。申請方法、自己負担限度額等、詳しくはご加入の医療保険者にご相談ください。

- (※)
- 70歳未満の方、70歳以上の非課税世帯等の方 ▶ 「限度額適用認定証」、または「限度額適用・標準負担額減額認定証」
  - 70歳以上75歳未満で非課税世帯等ではない方 ▶ 「高齢受給者証」
  - 75歳以上で非課税世帯等ではない方 ▶ 「後期高齢者医療被保険者証」

■お問い合わせ 保健福祉課 ☎22-9041



確定申告

検索

税 国税庁

# ネットなら便利! 24時間 確定申告

- 確定申告書等作成コーナーは24時間申告書の作成が可能です\*1
  - e-Taxなら平成24年1月16日(月)～3月15日(木)まで24時間申告が可能です\*2
- \*1 作成した申告書は印刷して郵送等でも提出できます \*2 メンテナンス時間を除きます

電子証明書 ICカードリーダーを準備して、e-Taxで所得税の確定申告をすると、  
最高4,000円の税額控除(ただし19年分かつ20年分の申告で1回のみ) 国税庁ホームページから電子申告 添付書類の提出省略 運付がスピーディー

所得税 2月16日(木)～3月15日(木)	贈与税 2月1日(水)～3月15日(木)	消費税・地方消費税(個人事業者) 1月4日(水)～4月2日(月)
納税は便利な振替納税で!	法定納期限 振替納付日	申告所得税 3月15日(木) 申告所得税 4月20日(金)
		消費税・地方消費税(個人事業者) 4月2日(月) 消費税・地方消費税(個人事業者) 4月25日(水)

### 台風12号などの災害により被害を受けられた方へ

- 災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法、「所得税法」に定める雑損控除の方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

### 公的年金等を受給されている方へ

- 平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告書の提出が不要となりました。なお、この場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。
- 公的年金に係る雑所得を有する方で、公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税の確定申告書の提出不要な場合であっても、住民税の申告が必要です。住民税に関して詳しいことは市区町村にお尋ねください。

### 申告会場の開設

- 税理士による無料申告相談会場日程 ※ご不明な点等ありましたら、御坊税務署個人課税部門へお尋ねください。

会場	日程	受付時間	相談対象者
御坊市役所5階大会議室(御坊市薮350)	2月21日(火)	9:30～11:30 13:00～15:00	小規模な 事業所得者の方
日高川町役場3階会議室(日高川町土生160)	2月23日(木)		
印南町公民館2階小ホール(印南町印南2009-1)	2月24日(金)		

問い合わせ先

御坊税務署 〒644-0002 御坊市薮430-3 ☎22-0695(代表)  
※上記代表番号におかけいただくと、自動音声によりご案内していますので、アナウンスに従い操作してください。  
【御坊地区税務協議会(御坊税務署・紀中県税事務所・御坊市役所・日高郡町役場・公益社団法人御坊納税協会)】